

新潟県民有林造林事業実施要領等の運用

令和4年6月24日 林第310号

民有林造林事業（森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金）実施要領（以下「造林要領」という。）、ふるさとを育む森林づくり事業実施要領（以下「ふる森要領」という。）及び循環型林業実現モデル事業実施要領（以下「循環型要領」という。）の細部について、次のとおり運用することとするので、取扱いに遺憾のないようにされたい。

1 概算払申請の取扱い

県要領の第5の1の(2)のイによる概算払申請は、新潟県農林公社等が行う一定の規模を有するものに限り適用し、造林事業遂行状況書を次により記載し添付するものとする。

(1) 造林事業遂行状況書

新潟県林業関係補助金交付要綱に定める申請内訳書の写しに、進捗状況を次のように記載する。

ア 地拵中の場合は、特殊地拵欄にその進捗率を記入すること。

イ 植栽中のものは、植栽本数の欄にその進捗率を記入すること。

2 補助金の算出

(1) 造林要領の第5の4、ふる森要領第7の(1)及び循環型要領第7の4による補助金の算出の取扱いは、次のとおりとする。

ア 標準単価

(ア) 十円未満切り捨てとする。

(イ) ただし、森林作業道については、森林作業道開設基準の第10によるものとし、標準単価の端数処理は行わない。

イ 補助対象面積等

(ア) 面積はha単位とし、小数第2位未満切り捨てとする。

(イ) 森林作業道の延長はm単位とし、整数未満切り捨てとする。

(ウ) 実施率（起こし率を含む）は、「新潟県民有林造林事業竣工検査要領」によるものとし、整数未満切り捨てとする。

ウ 標準経費

(ア) 端数処理は次項の場合以外では行わない。

(イ) 絆の森整備事業（共生林整備に限る）、保全松林緊急保護整備事業及び特定森林造成事業（特定林地改良に限る）の場合は、十円未満切り捨てと

する。

エ 査定経費

十円単位で調整する。

3 事業の予定及び実行の確認等に必要な書類等について

(1) 事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を以下により行うものとする。

ア 造林事業予定調書の作成

(ア) 申請者（申請をしようとするものを含む。以下同じ。）は、別途指示する日までに、指示する様式により造林事業予定調書を作成し、地域振興局長に提出しなければならない。

(イ) (ア)に基づく調書の提出を受けた場合、行政組織規則第 10 条の規定に基づき当該計画対象地を所管する農林振興部、農林水産振興部、津川地区振興事務所（以下「地域振興局担当所属」という。）は、管内の造林事業予定量を別に指示する様式により、所定の期日までに農林水産部林政課へ報告する。

イ 証拠写真の撮影

事業主体は国保全要領の運用 6 の(1)のイによる現地写真【事業前後の状況写真等】（【 】は国保全要領等の引用を簡潔に示すものである。以下同じ。）のほか、次のとおり証拠写真を撮影するものとする。

(ア) 事業の施行地ごとに、事業実施中の状況を撮影するものとする。なお、一貫作業により再造林を実施する場合は、機械による地拵え作業の状況が確認できるように撮影するものとする。また、保育間伐及び間伐において選木を実施した場合は、選木状況が確認出来るように撮影するものとする。

(イ) 間伐、更新伐については、伐採木の搬出状況、集積場所におけるはい積状況等を撮影するものとする。

(ウ) ウにより現地測量を行う場合は、その実施状況を撮影するものとする。
なお、地球測位システム（GNSS）測量を行う場合はこの限りではない。

ウ 現地測量の実施

事業主体は、現地測量を実施する場合にあっては、以下により実施するものとする。

(ア) 面積 1 ha 未満の小施行地については要点間の距離測定による簡易法によることができる。この場合、測量始点を簡易な方法で現地に表示するものとする。

(イ) 前項は、森林作業道整備に係る線形の測量には適用しない。

(ウ) 測量の免諒限度は、ポケットコンパス等による測量の場合は、方位角及び高低角各 2 度、距離 5/100、GNSS 等による測量の場合は、3 m 以内とし、これを超えるときは再測量を行う。

4 補助金の交付申請等について

(1) 交付申請の単位は、以下のとおり扱うものとする。

ア 地域振興局担当所属単位の申請

申請者は、複数の地域振興局担当所属所管区域の事業について申請する場合は、所管区域ごとに分割して申請するものとし、このとき必要に応じて国保全要領の第1の1の(3)に定める事業規模等【搬出材積 10m³/ha 以上等】の要件を満たす施行地のまとまりであることを証する書類を添付する。

イ 交付申請の単位の分割

国保全要領の運用の6の(2)のイの(ア)【複数事業主体による共同申請】により共同して申請するほか当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る複数の事業主体がそれぞれ補助金の請求及び受領を行おうとする場合は、個別に申請するものとする。

なお、この場合は、当該複数の事業主体により国保全要領の第1の1の(3)に定める事業規模等【搬出材積 10m³/ha 以上等】の要件を満たす施行地のまとまりであることを証する書類を添付するものとする。

5 補助金交付申請書の作成及び提出について

(1) 申請者は、補助金交付申請書及び添付書類の取り扱いを以下に即して行うものとする。

ア 補助金交付申請書に添付する書類等について

申請者は、補助金交付申請書に以下の書類を必要に応じて添付して補助金の交付申請を行うものとする。このとき申請書及び(ア)申請内訳書の提出部数は2部、これ以外の提出部数は1部とする。

(ア) 申請内訳書（交付申請に係る施行地の地番、事業主体、森林所有者、森林所有者の電話番号、面積、事業内容、現場労働者（標準単価設定通知第3の1の(1)【現場監督費】に規定する現場労働者をいう。以下同じ。）の有無等を記したもの）

(イ) 施業箇所位置図（縮尺5万分の1の地形図又は適宜の管内図に施行地の位置とその申請番号を記したもの）

(ウ) 施業図（人工造林の場合は、縮尺5千分の1の森林計画図等に施行地の測点、測線が記入された図面、人工造林以外の作業種の場合は、森林計画図等に施行地の測点、測線が記入された図面、縮尺5千分の1程度の実測図、精度が高い図面のいずれかの図面）なお、間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。

更新伐における帯状、群状の誘導伐の場合、伐採した区域を明示するものとし、伐採区域の測量は簡易法によることができる。また間伐、更新伐に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれ区域面積、実施面積として記載するものとし、除地があるときは図示する。

(エ) 森林作業道整備線形図（縮尺5千分の1の森林計画図その他の地形が判読

できる図面に開設又は改良を行った森林作業道の線形、延長、標準断面図及び標準設計を適用した部分並びに当該部分について適用した標準断面図及び標準設計を記載したもの。(ウ)の施業図に必要事項を記載したものでも差し支えない。)

- (オ) 現地写真（国保全要領の運用6の(1)のイにより撮影した写真）
- (カ) 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下同じ。）等を提出する場合は、(イ)から(オ)までの書類について省略することができるものとする。なお、4回目以降の下刈りは、国保全要領の運用6の(1)のイの(ア)【現地写真】により下刈りの必要性を証するに足る現地写真を添付すること。
- (キ) 間伐、更新伐に係る伐採木の搬出材積集計表（直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請の場合に限る。）
- (ク) 平均胸高直径調査票（国保全要領第1の1の(1)のクの保育間伐において、伐採しようとする樹木の胸高直径の平均が18cm未満の場合12齢級以下の林分を除く。）に限る。）
- (ケ) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表（施行地ごとに事業に従事した各現場労働者について森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知）の第3の3に掲げる社会保険等の加入状況を記載した表）（ただし、直営施行等であって、年度当初に一括して社会保険等の加入状況を確認できる場合等にあっては添付を省略することができる。）
- (コ) 補助金の交付申請又は受領に係る委任状（事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請又は受領を行う場合に限る。なお事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。）
- (サ) 国保全要領の運用の1の(16)のイ【特定間伐等促進計画又は実施権配分計画による事業】の規定による場合は、補助金交付申請時又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類。
- (シ) 受委託契約書又は請負契約書の写し（事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けた者である場合を除く。）
- (ス) 実行経費内訳書（市町村（国保全要領の運用4の(4)【汚染状況重点調査地域】を適用する場合は、森林整備法人等を含む。）が請負に付して実行した事業、国保全要領第1の2の(2)のアの(シ)【森林保全再生整備】の事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。）
- (セ) 分収林契約等の写し（分収林契約が締結されている場合に限る。）

- (ウ) 森林所有者等との森林整備に関する協定書等の写し（森林緊急造成、被害森林整備及び需要インフラ周辺施設森林整備に限る。ただし、事業主体が自ら所有する森林において事業を実施する場合は除く。）
- (エ) 伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等（人工造林及び樹下植栽等に限る。）
- (オ) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の協議会との連絡調整の結果を記載した書類及び森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類（国保全要領第1の2の(2)のアの(シ)による森林保全再生整備に係る交付申請の場合であって、同項のなお書きによる場合に限る。）
- (カ) 施業実施協定書の写し及び団体規約の写し（事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。）
- (キ) 農地転用許可書又は農地転用許可申請書の写し（人工造林において該当する場合）
- (ク) 作業日報の写し等低コストな造林手法の歩掛り算出に必要な資料（循環型林業実現モデル事業に係る補助金の交付申請に限る。）

イ 事業主体は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」を記入の上、補助金の申請に当たり地域振興局担当所属へ提出するものとする。

事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、チェックシートは請負者が記入するものとする。

ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。

ウ アの(ア)の申請内訳書に記載する森林所有者名及び地番は、原則として、林地台帳、森林経営計画、不動産登記簿等に記載されているものとする。

エ 国保全要領の第1の1の(4)のウの(ア)のa【査定係数180で行う人工造林】又は(イ)【査定係170】（計画策定者等が森林経営計画に基づいて行うものに限る。）に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、アの(ア)の申請内訳書に、森林経営計画の認定番号を記すこととする。

オ 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、3の(1)のウに定める現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用し

て求めることができるが、この場合は現地検査において申請者は検査者の指示に従い主要測点を復元するものとする。なお、間伐、更新伐について、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合は、それぞれ区域面積、実施面積として交付申請書に記載する。

カ 申請者は、ア及びイに掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、申請者はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。

(ア) 測量野帳（オルソ画像等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。）

(イ) アの(ア)、(キ)及び(ケ)の証明書等の証拠書類（標準単価設定通知第3の2のなお書きを適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）

(ウ) 証拠写真（3の(1)のイにより撮影した写真）

(エ) 国保全要領第1の1の(4)のウの(ア)のa【査定係数180で行う人工造林】及び(イ)【査定係数170】に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書及び経営管理実施権配分計画（事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請を行う場合はその写し。）

(オ) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類（事業主体以外の者を管理者とする場合に限る。）

キ ア、イ及びカに掲げる書類等については、申請者が、事業の終了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。また、事業主体は必要に応じて以下の書類等及びその根拠書類を整備するものとする。

(ア) 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿

(イ) 施行地ごとの施行台帳

(ウ) 補助金及び経費明細書。なお、必要に応じて、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書を森林所有者等に通知するものとする。

(2) 代理申請者の遵守事項について

事業主体からの委任を受けて本事業に係る補助金の交付申請又は受領を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）は、次の事項を遵守するものとする。

ア 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とする。

イ 代理申請者は、補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いを遅延したり、他に流用することがないようにするものとする。

ウ 受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、この場合、直接その事業に関係ある次に掲げ

る経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。

エ 補助金事務取扱手数料は、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。

(ア) 補助金事務取扱手数料

(イ) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

(ウ) 当該施行地の森林保険料

(エ) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

(3) 補助金の代理受領

ア 申請者は、造林事業補助金を受領する権限について、新潟県森林組合連合会を代理人として、これに委任することができる。

また、代理申請者は、事前に事業主体の承認を受けている場合に限り、造林事業補助金を受領する権限について、新潟県森林組合連合会を復代理人として、これに委任することができる。

イ 復代理人は、事業主体及び受任者から事前に差し引きの承諾を受けている場合に限り、受領した補助金から当該施行地の森林保険料を差し引いて受任者又は事業主体に支払うことができる。

6 その他

(1) 造林補助金の交付を受けた者は、施行地の保護育成に努めるとともに、森林災害の備えとして森林保険等に積極的に加入すること。

(2) 造林事業においては、「造林技術基準」（平成 13 年 4 月 13 日付け林政課長通知）及び「民有林造林事業における県指導基準」（平成 16 年 6 月 4 日 付け林政課長通知）に留意することとする。

附則

改正後の運用は平成 23 年 9 月 14 日から実施し、平成 23 年度以降の事業について適用する。

改正後の運用は平成 25 年 6 月 11 日から実施し、平成 25 年度以降の事業について適用する。

改正後の運用は平成 25 年 9 月 24 日から実施し、平成 25 年度秋期（前期）以降の事業について適用する。

改正後の運用は平成 26 年 5 月 30 日から実施し、平成 26 年度春期以降の事業について適用する。

改正後の運用は平成 27 年 6 月 22 日から実施し、平成 27 年度春期以降の事業について適用する。

改正後の運用は平成 28 年 6 月 23 日から実施する。

改正後の運用は平成 29 年 4 月 18 日から実施する。

改正後の運用は平成 30 年 6 月 29 日から適用する。

改正後の運用は令和元年 6 月 12 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

改正後の運用は令和 2 年 6 月 30 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

改正後の運用は令和 3 年 6 月 15 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

改正後の運用は令和 4 年 4 月 26 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。

改正後の運用は令和 4 年 6 月 24 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。